

平成 21 年 9 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 ウエスコ  
代表者名 代表取締役社長 山地 弘  
(コード番号 9648 大阪市場第2部)  
問合せ先 管理本部長 奥山 一典  
TEL 086-254-2111(代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 14 日開催の取締役会において、平成 21 年 10 月 27 日開催予定の第 40 回定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1)今後の新しい事業展開に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

(2)「株式等の取引に係る決裁の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決裁合理化法」といいます)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、上場会社の株式は、株式振替制度(いわゆる株券電子化)に一斉移行されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰上げ、附則の新設等所要の変更を行なうものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決裁合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 1 8. (条文省略) (新設) <u>1 9. 前記各号に付帯関連する一切の業務</u>	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1. ～ 1 8. (現行どおり) <u>1 9. 公共施設またはこれらに準ずる施設の維持及び運営管理</u> <u>2 0.</u> (現行どおり)

<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 <u>8</u>条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 <u>9</u>条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p><u>2</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第<u>10</u>条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>第<u>11</u>条～第<u>12</u>条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>13</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</li> <li>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及</li> </ol>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 <u>7</u>条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 <u>8</u>条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 <u>9</u>条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>第<u>10</u>条～第<u>11</u>条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>12</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</li> <li>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備</li> </ol>
---	---

<p><u>び株券喪失登録簿の作成並びに備置き その他の株主名簿、新株予約権原簿及 び株券喪失登録簿に関する事務は、こ れを株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p> <p>第14条～第44条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>置きその他の株主名簿及び新株予約権 原簿に関する事務は、これを株主名簿管 理人に取扱わせる。</p> <p>第13条～第43条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び 備置きその他の株券喪失登録簿に関する 事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日 まで有効とし、平成22年1月6日をもつ て前条及び本条を削るものとする。</u></p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 10 月 27 日(火曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 10 月 27 日(火曜日)

以上